平成２８年（フ）第６６５号
大阪市旭区大宮４丁目７番11号さくらビル１階、商業登記簿上の本店所在地大阪市旭区大宮４丁目４番18号
破産者　有限会社ケーユーパック
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６６６号
大阪市中央区徳井町２丁目４番14号
破産者　有限会社ＥＹＥＣＯＭ
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３６号
大阪府高石市綾園２丁目５番13号
破産者　株式会社野村
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
東京都東久留米市中央町２丁目10番５号、商業登記簿上の本店所在地東京都東久留米市野火止２丁目21番21号
破産者　株式会社ワールドマリーン
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３７号
東京都東久留米市中央町２丁目10番５号
破産者　田中くすみ
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２２５２号
横浜市都筑区牛久保３丁目３番３号
破産者　株式会社フェイ・コーポレーション
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４９号
横浜市中区常盤町３丁目21番地
破産者　株式会社明伸
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７号
神奈川県小田原市小八幡３丁目15番10号
破産者　有限会社山口工設
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２１０号
愛知県碧南市浅間町４―79―１、商業登記簿上の本店所在地愛知県高浜市湯山町１丁目１番地５
破産者　株式会社起工
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２３０号
山梨県甲斐市大下条1051番地２
破産者　山中真由美（開始決定時の氏松澤）
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４６号
山梨県甲府市横根町318番地１　ハイツ横根205
破産者　小川　信郎
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
山梨県笛吹市春日居町鎮目282番地　ドエル春日居Ａ―204、前住所山梨県甲州市塩山上井尻711番地（２―203）
破産者　三澤　　茂
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
長崎県佐世保市広田３丁目40番30号　フローレンス小田Ｂ―102、前住所長崎県佐世保市権常寺町691番地16
破産者　岩崎　哲真
1　決定年月日　平成28年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
長野市三輪５丁目40番16号　ハイツイサム103号
破産者　竹村　　誠
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４４号
長野市三輪５丁目40番16号　ハイツイサム103号
破産者　竹村　道雄
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６２８号
大阪府泉大津市二田町１丁目20番10号
破産者　大谷　　聡
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
大阪府泉大津市北豊中町３丁目４番１―408号
破産者　茂林　義和
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
大阪府泉大津市北豊中町３丁目４番１―408号
破産者　茂林ひとみ
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
大阪府和泉市仏並町1326番地の１
破産者　西本　規之
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
大阪府和泉市鶴山台３丁目８番58―104号
破産者　石井とも子
1　決定年月日　平成28年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係